

令和3年度海外販路ニーズ調査事業 公募要領

沖縄県では「令和3年度 海外販路ニーズ調査事業」を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

なお、本公募は、欧米市場への市場開拓を目指す事業者と、当該市場を専門とする調査事業者等による市場調査と仮説による販売等実証事業を実施するため、再公募により実施するものです。

現在、コロナウイルス感染症拡大に伴い海外渡航が困難な状況が続いているため、海外へ渡航しなくても事業が円滑に進められる体制を整えた上でご応募ください。

1 委託事業名 令和3年度 海外販路ニーズ調査事業

2 事業目的

沖縄県では、沖縄国際物流ハブの機能を活用し、アジア地域を中心に、県産品認知度向上のための物産展や商談会を実施してきた。また、現地のニーズや嗜好にあわせた商品改良、県産品の定番化支援、ニーズ調査等を行い県産品の販路拡大を進めてきた。

本事業においては、県産品の更なる貿易拡大を目指し、欧米市場を対象に、当該国・地域への市場開拓を目指す県内事業者と当該市場を専門とする現地調査事業者等とともに、市場調査と仮説による販売等実証事業を実施する。

3 委託予定額 14,600千円(1件※7,300千円以内×2件) (消費税及び地方交付税含む)

※1件は、対象国・地域または対象商材単位でカウントし、1事業者（1共同企業体）による2件応募も可能とします。

4 事業期間 契約締結の日から令和4年3月15日（火）

5 対象地域 欧米地域

6 業務内容

(1) 市場調査

ア. 対象商材の展開予定国・地域における顧客の意向、類似商材や市場動向の把握

イ. 現地商流・物流事業者（インポーター、ディストリビューター、小売・卸売事業者、ネットワーク等）に関する情報収集

(2) 仮説と実証事業の実施

ア. 現地で売上げを伸ばすための仮説の設定

イ. 仮説の正しさについての販売等実証による確認

7 実施体制

コロナウイルス感染症拡大に伴い海外渡航が困難な状況が続いており、このような中で対象国・地域での仮説検証を行うため、本事業の応募にあたっては次の体制を必須とする。

(1) 本事業対象商材の生産者やメーカー等との協力連携体制の確保

(2) 当該市場を専門とする現地調査事業者を事業構成員に組み込み（又は再委託）、現地での実証事業のサポートも業務内容に盛り込むこと

8 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であることとします。

- (1) 日本国内で登録されている企業であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

〈地方自治法施行令〉

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (5) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (6) 業務を実施するための十分な人員体制を有するものであること。
- (7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者は(1)の要件を満たす者とし、代表者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の構成員は上記応募資格(2)(3)(6)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(4)(5)の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員が、単体企業として重複応募する者でないこと。
 - ⑤ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため構成員との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
 - ⑥ 共同企業体で応募する場合、共同企業体協定書をその他提出書類企画書等と併せて提出すること。

9 提案内容の要件

「海外販路ニーズ調査事業企画提案仕様書」のとおり

10 公募期間

令和3年7月26日（月）から8月12日（木）正午まで（必着）

提出先：沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 販路開拓班 宮城園子

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁8階）

電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526

11 質疑受付期間

令和3年7月26日（月）～8月10日（火）正午まで

※ 回答は、アジア経済戦略課HPにて随時掲載します。

12 応募の手続き（スケジュール）

<p>質問受付期間</p>	<p>仕様書等に疑義がある場合、質問書[様式1]を記入し、電子メールにより提出してください。aa050075@pref.okinawa.lg.jp</p> <p>① 質問受付期間 令和3年7月26日(月)～8月10日(火) 正午</p> <p>② 質問提出先 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 販路開拓班</p> <p>※ 件名に「海外販路ニーズ調査事業公募に関する質問」と記載お願いいたします。</p> <p>送信後は沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 販路開拓班（宮城あて）電話連絡ください。TEL:098-866-2340</p> <p>※ 回答はアジア経済戦略課HP本公募に係るページにて掲載します。 http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kokusaibutsuryu/index.html</p>
<p>提案書提出</p>	<p>○提出期限：令和3年8月12日(木) 正午</p> <p>応募書類等の提出は、持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限必着とします。</p> <p>提出先：沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 販路開拓班 宮城園子宛 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁8階）</p>
<p>一次審査</p>	<p>○開催予定日：令和3年8月16日(月) 書面審査</p> <p>○結果通知予定日：令和3年8月18日(水)</p>
<p>評価委員会</p>	<p>○開催予定日：令和3年8月24日(火) 午後予定</p> <p>場所：沖縄県庁14F商工労働部会議室</p> <p>※ 詳細な時間帯は書類審査（1次審査）後、メールにて御連絡します。なお、応募企業数によっては時間帯・場所が変更になる可能性がありますのでご了承ください。</p> <p>備考：1応募者から3名までの参加とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明時間15分以内、質疑15分程度を想定しています。 ・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。 ・紙資料による説明とし、プロジェクター等の使用はできません。 <p>○結果通知予定日：8月27日(金)</p>

13 提出書類及び必要部数等

下記様式2～8、その他資料を一連にして10セット（原本1部、コピー9部※すべて片面印刷）作成し、各セットの間には、インデックスで間切りを入れたうえで、長辺左側に穴を空け、1部ずつフラットファイルに綴り提出すること。
パワーポイント等によるプレゼン資料を添付する場合は、A4縦になるよう作成すること。

- (1) 企画提案応募申請書[様式2]
- (2) 企画提案書[様式3（様式3-1～3-3）]
- (3) 会社概要表[様式4]
- (4) 積算書（※1）[様式5]
- (5) 実績書[様式6]
- (6) 誓約書[様式7]
- (7) 別途プレゼン用資料（※2）

一連にして10セット（片面）作成し、それらをフラットファイルに綴って提出すること。

様式2は原本1部を押印（代表印）し、他はそのコピーを用いること。

（※1）積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

- 直接人件費
- 直接経費（旅費、印刷製本費、広告料、使用料及び賃借料、消耗品費等）
- 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内とすること
- 再委託費（再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること。）
- 消費税（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

（※2）（7）を用いる場合は、（2）（4）の内容を盛り込むこと

14 受託事業者の選定

(1) 選定の方法

- ① 沖縄県商工労働部内に設置する評価委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- ② 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い（1次審査）、1次審査に合格した事業者を対象に、評価委員会において応募者によるプレゼンテーション審査を行う（2次審査）。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ③ 評価委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ④ 評価委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- ⑤ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 主な評価項目（予定）

- ① 適合性（本事業と提案内容の適合）
- ② 実効性（スケジュール、実施体制、商流構成事業者協力状況）
- ③ 具体性／適切性（提案内容の具体性／積算の適切性）
- ④ 継続性（貿易事業の継続性）
- ⑤ その他（県内他事業者への波及効果等）

15 委託契約について

本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがあります。

16 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (5) 受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部（3割以内）について概算払請求を行うことができる。
- (7) 契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (8) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

【担当】 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 販路開拓班（宮城）
TEL:098-866-2340 FAX:098-866-2526 MAIL: aa050075@pref.okinawa.lg.jp

(参考) 契約保証金について

<沖縄県財務規則>

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。